

議員提出議案 第1号

所有者不明の土地利用を求める意見書案

提出先 (内閣総理大臣 国土交通大臣
法務大臣 農林水産大臣
総務大臣)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会会議規則（都議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

平成30年3月22日提出

提出者	都城市議会議員	<u>大浦 さとる</u>
賛成者	〃	<u>迫間 輝昭</u>
賛成者	〃	<u>黒木 優一</u>
賛成者	〃	<u>杉村 義秀</u>
賛成者	〃	<u>荒神 稔</u>
賛成者	〃	<u>広瀬 功三</u>
賛成者	〃	<u>江内谷 満義</u>
賛成者	〃	<u>岩元 弘樹</u>

都城市議会議長 榎木智幸様

所有者不明の土地利用を求める意見書

平成 28 年度の地籍調査において不動産登記簿上で所有者の所在が確認できない土地の割合は、約 20%に上ることが明らかにされました。また、国土計画協会・所有者不明土地問題研究会は、2040 年にはほぼ北海道の面積に相当する(約 720 万ヘクタール)所有者不明土地が発生すると予想しています。

現在、土地収用法における不明裁決制度において、権利調査や収用裁決手続きによる調査等を経ても土地所有者等の氏名・住所を確認できない場合、収用委員会は、これを不明として裁決することが可能と規定されていますが、探索など手続きに多大な時間と労力が必要となっています。

また、民法上の不在者財産管理制度においては、地方自治体がどのような場合に申し立てができるかが不明確な上、不在者 1 人につき管理人 1 人を選任するため、不在者が多数に上ると手続きに多大な時間と労力がかかります。

所有者不明土地の利用に明示的な反対者がいないにもかかわらず、利用するために多大な時間とコストを要している現状に対し、所有者の探索の円滑化と所有者不明土地の利用促進を図るため、下記の対策を講じるよう求めます。

記

- 1 所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。
- 2 土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任のあり方等、土地所有のあり方の見直しを行うこと。
- 3 合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。
- 4 所有者不明土地の収用手続きの合理化や円滑化を図ること。
- 5 収用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成 30 年 3 月 22 日

宮崎県都城市議会